

MINATO CITY



港区地域保健福祉計画 港区高齢者保健福祉計画 港区障害者計画

Minato City Local Health and Welfare Plan

Minato City Senior Citizens' Health and Welfare Plan

Minato City Plan for Disabled

令和3年度（2021年度）～令和8年度（2026年度）

（素案）

(Draft)

概要版

Summary

令和2年（2020年）11月

港 区



港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区



素案策定に当たって

「港区地域保健福祉計画」「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間の保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための道標です。三つの計画は、より全体像を捉えやすくするために、一体的な計画として策定しました。

本素案の策定に当たっては、法制度の改正や人口増加等を踏まえながら、令和元（2019）年度に実施した「港区保健福祉基礎調査」結果、公募区民・学識経験者・保健福祉関係団体の委員で構成する「港区地域保健福祉推進協議会」からの意見等を通じ、計画の実施事業等の検討を進めてきました。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が、人々の命や健康を脅かすとともに、子育て、福祉、地域コミュニティなど多方面に影響を及ぼし、これまでの暮らしを根底から揺るがす大きな危機をもたらしました。

この危機を乗り越え、安全で安心して健康に暮らし続けることのできる仕組みや基盤の充実を図るとともに、区民一人ひとりがこれまで以上に尊重され、多様性を認め合うことを本計画ではめざしています。

区は、本計画のもと、ライフステージに応じた切れ目のない保健福祉施策の展開と、子ども、高齢者、障害者、生活困窮などの世代や制度を特定しない、分野を横断した総合的な取組を進めます。その実現の手段として、令和4（2022）年度に福祉総合窓口を開設し、各世帯の課題に総合的に対応する相談支援体制を整備します。

さらに、区民の皆様、関係団体、地域福祉活動団体や事業者の方々と力を合わせ、本計画がめざす将来像である「誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、健やかに安心して暮らし続けることのできる、支え合いの地域社会」の実現に向け、全力を尽くしていきます。

本素案について、区民の皆様等からのご意見を伺うとともに、今後の状況変化等を踏まえ更に検討を重ね、令和3（2021）年2月上旬を目途に、地域保健福祉計画等を策定する予定です。

目次

第1部	総論	1
第1章	計画の概要	2
1	計画策定の背景と目的	2
2	計画の位置付け	3
3	計画の対象とする期間	5
4	計画の策定経過	5
5	計画の推進・評価体制	6
第2章	港区を取り巻く状況	7
1	港区の現状と各分野の動向	7
2	計画計上事業の進捗状況	13
第3章	本計画のめざす将来像と各分野の重点施策	14
1	めざす将来像	14
2	各分野の重点施策	16
第2部	分野ごとの計画	21
第1章	子ども・子育て分野	22
1	就学前児童の総合的な支援	
2	子ども・子育て支援の質の確保	
3	特別な支援が必要な家庭や子どもの支援	
4	子どもの健全な育成に向けた支援	
5	子どもの未来の応援	
第2章	高齢者分野	29
	※「港区高齢者保健福祉計画」に相当します。	
1	心豊かで健康な生活への支援	
2	認知症と共生する地域づくり	
3	日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実	
4	誰もが安心して暮らせる地域づくり	
第3章	障害者分野	37
	※「港区障害者計画」に相当します。	
1	障害者が安心して暮らせる環境の整備	
2	障害者の生活を支えるサービスの充実	
3	特別な配慮の必要な子どもへの支援	
4	障害特性に応じて就労できる仕組みづくり	
第4章	健康づくり・保健分野	45
1	感染症対策の強化・推進	
2	安心できる地域保健・地域医療体制の推進	
3	子どもの健康を守る体制の整備	
4	健康づくりの積極的支援	
5	がん対策の強化・推進	
6	快適で安心できる生活環境の確保	

第5章	生活福祉分野	53
1	低所得者の生活の支援及び自立施策の充実	
第6章	地域福祉分野	55
1	港区ならではの地域包括ケアの推進	
2	港区の地域福祉を支える活動の支援	
3	成年後見制度の理解と利用の促進	

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

港区では、平成27（2015）年度から令和2（2020）年度までの6年間を計画期間として「地域保健福祉計画（市町村健康増進計画を包含）」を策定し、住み慣れた地域で生涯をとおして、いきいきと健やかに自立して暮らすことができる地域社会の確立に向け、地域保健福祉施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

この間、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を目的として、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部が改正（平成30（2018）年4月1日施行）されました。同改正では、区市町村に対し、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項等を「市町村地域保健福祉計画」として一体的に定めることを努力義務として求めています。

また、令和2（2020）年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、「社会福祉法」「介護保険法」「老人福祉法」などが改正されました。地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に役立つ支援を包括的に進めていくことなどがこの改正の趣旨となっています。

一方、東京都は、「『未来の東京』戦略ビジョン」（令和元（2019）年12月）とその実行プランである「『3つのシティ』（※）の実現に向けた政策の強化（2020年度）」（令和2（2020）年1月）を通じ、子育て、長寿、ダイバーシティ等、計画に関わるビジョンや戦略を提示しています。

※『3つのシティ』：「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」

港区においては、区民ニーズや社会経済情勢の変化に即した施策の充実等に取り組み、福祉課題の解決に一定の成果を上げてきました。しかし、昨今の福祉現場においては、子ども、高齢、障害、生活困窮など特定分野における

支援だけでは解決の難しい複合的な問題が数多く生じており、分野横断的な対策が求められています。こうしたことを受け、区では令和4（2022）年度に福祉総合窓口を設置することにしています。また、区は政令指定を受けて児童相談所設置市となり、令和3（2021）年4月に児童相談所を開設します。区は、新たに里親認定、保育園の認可、療育手帳に係る判定などの役割も担い、子どもに関わる様々な問題に対して、切れ目のない一貫した支援に取り組みます。

一方、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、社会には大きな変化が求められています。今後は、新型コロナウイルス感染症への対応知見を基に、感染症への備えを強化するほか、感染症対策に配慮した福祉サービスの提供方法を確立するなど、これまで以上に安全で安心に配慮した施策の展開が求められます。

こうした動きを踏まえ、全ての区民が住み慣れた地域で、ライフステージに応じていきいきと安全で安心に暮らし続けることができる、地域共生社会の実現をめざし、保健福祉施策を包括的に推進する計画として「港区地域保健福祉計画」「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」を一体的に策定します。

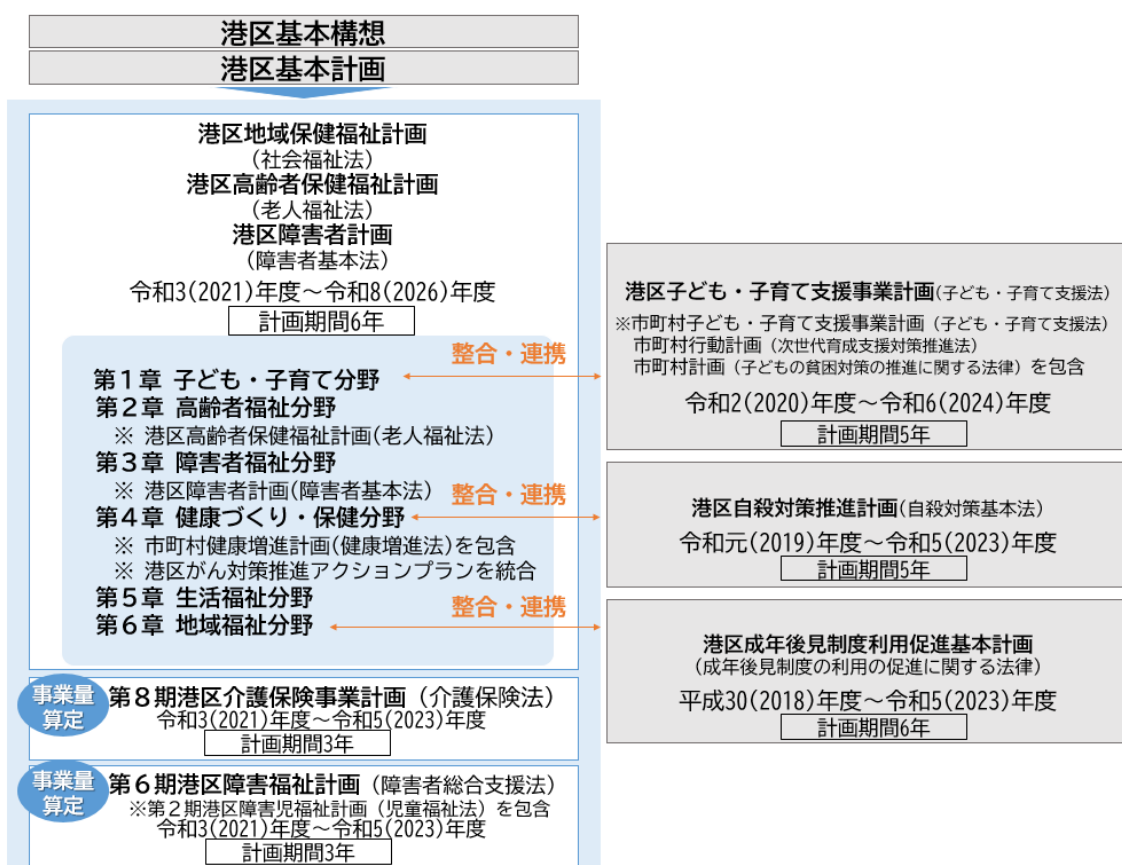
2 計画の位置付け

「港区地域保健福祉計画」は「社会福祉法」に定める「市町村地域福祉計画」として位置付け、「健康増進法」に定める「市町村健康増進計画」を包含します。また、区が独自に策定している「港区がん対策推進アクションプラン」は、現行計画が令和2（2020）年度に終了することから本計画に統合します。

「港区高齢者保健福祉計画」は「老人福祉法」に定める「市町村老人福祉計画」、「港区障害者計画」は「障害者基本法」に定める「市町村障害者計画」として位置付け、「港区地域保健福祉計画」「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」を一体的な計画として分野横断的に策定します。これにより、保健福祉施策の一覧性を高め、より区民に分かりやすい計画とします。

なお、3年ごとの事業量算定が必要な、「介護保険法」に定める「第8期港区介護保険事業計画」、「障害者総合支援法」に定める「第6期港区障害福祉計画（「児童福祉法」に定める第2期港区障害児福祉計画を包含）」は別冊とします。

また、本計画の策定に当たっては、上位計画である「港区基本計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）」や、令和2（2020）年3月に策定した「港区子ども・子育て支援事業計画」等と整合・連携を図ります。



各計画との関係



3 計画の対象とする期間

本計画の対象とする期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。計画期間を前期と後期に区分し、3年目となる令和5（2023）年度に見直します。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により社会状況が大きく変化し、計画の根幹である人口推計や財政計画を修正する必要が生じた場合は、取組事業の年次計画など実施計画を変更することとします。

4 計画の策定経過

計画の策定に当たり、区の内部検討組織として、副区長を本部長とする港区地域保健福祉推進本部及び課長級職員で構成する幹事会を設置し、計画策定に係る協議・検討を行いました。

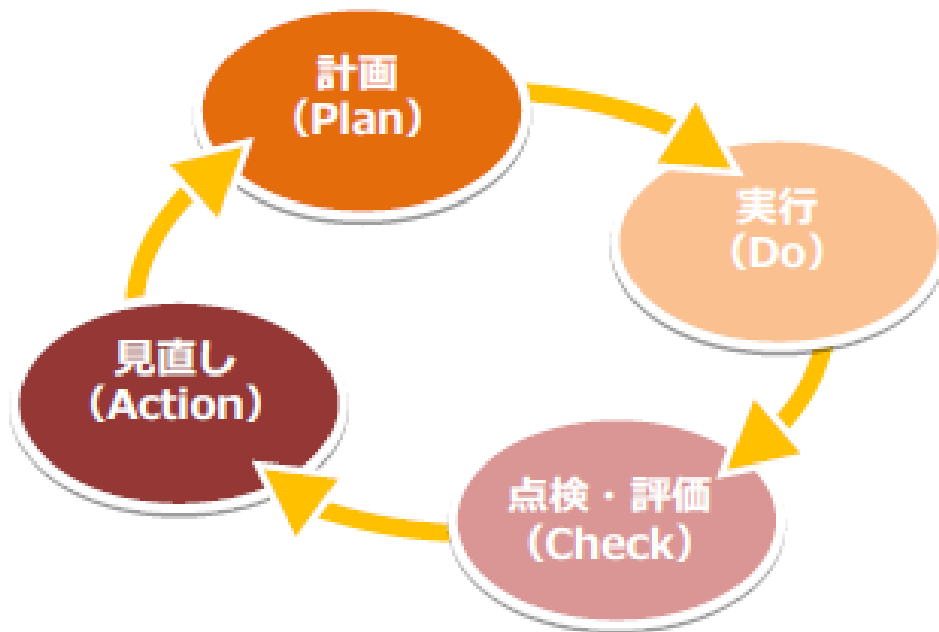
また、区の外部検討組織として、有識者、福祉・地域関係団体の代表者、公募区民等で構成する「港区地域保健福祉推進協議会」を設置し、各分野について横断的に計画策定に関する協議を行いました。さらに、同協議会には、子ども・子育て、高齢者（介護保険含む）、障害者、健康づくり・保健の分科会を置き、計画策定の検討を行いました。

このほか、令和元（2019）年度に実施した「港区保健福祉基礎調査」のほか、みなとタウンフォーラムや区民参画組織からの提言等を踏まえ、令和2（2020）年11月に計画素案を作成しました。また、同年12月には各地区で区民説明会を開催したほか、広報みなとや区ホームページで区民意見等を募集し、そこでいただいた意見を反映した上で、本計画を策定しました。

5 計画の推進・評価体制

本計画を実効性のあるものとするため、PDCAサイクル（計画、実行、評価、見直し）に沿って、目標の達成状況を定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。

本計画の進捗を適切に管理するため、「港区地域保健福祉推進協議会」に進捗状況を報告し、施策全体の進捗を包括的に点検・評価します。必要に応じて、事業の見直し等についても協議します。



PDCAサイクル

第2章 港区を取り巻く状況

1 港区の現状と各分野の動向

(1) 港区の人口動態

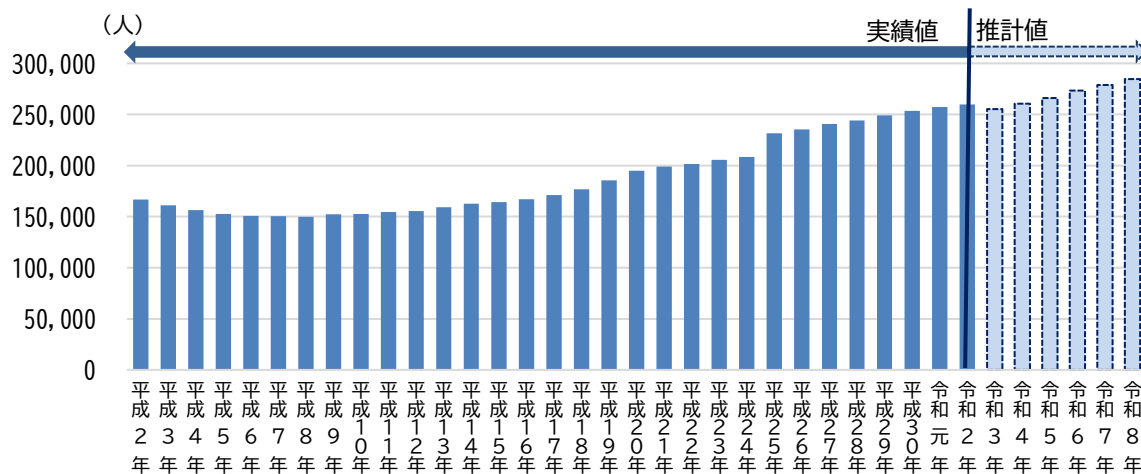
港区人口推計（※）によると、令和2（2020）年10月の人口は約26万人（外国人を含む）ですが、本計画の最終年度である令和8（2026）年10月には約28万5千人になる見通しです。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）及び老年人口（65歳以上）のいずれも増加する見込みです。

年齢3区分別人口で比較すると、年少人口が各区分の中で最も増加率が大きくなることを見込まれています。15～49歳の女性人口が増加する見込みから、これに併せて0歳人口についても増加が見込まれており、子育て世帯の増加が考えられます。0歳人口は、令和2（2020）年10月現在2,652人ですが、令和8（2026）年10月には2,971人まで増加する見込みです。また、老年人口は、令和2（2020）年10月現在44,174人ですが、令和8（2026）年10月には47,412人まで増加するものと予測されます。老年人口の内訳を見ると、令和2（2020）年10月現在、前期高齢者（65～74歳）が21,518人、後期高齢者（75歳以上）が22,656人であり、後期高齢者の人数が前期高齢者を上回っています。

これらの推計値は、令和2（2020）年10月1日時点での統計数値を基に推計を行った結果ですが、今後の区を取り巻く社会環境の変化に伴い、実際の人口が想定人口に達しない、又は上回る可能性もあります。また、他自治体に比べ総人口に占める比率が高い外国人人口は、世界規模での社会経済情勢の影響を受け大きく変動します。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により国が一定の外国人に対して入国制限を行っていることもあり、減少の傾向が見られます。この減少が短期的なものであるかを引き続き注視するとともに、人口動向を継続的に分析し推計を行っていく必要があります。

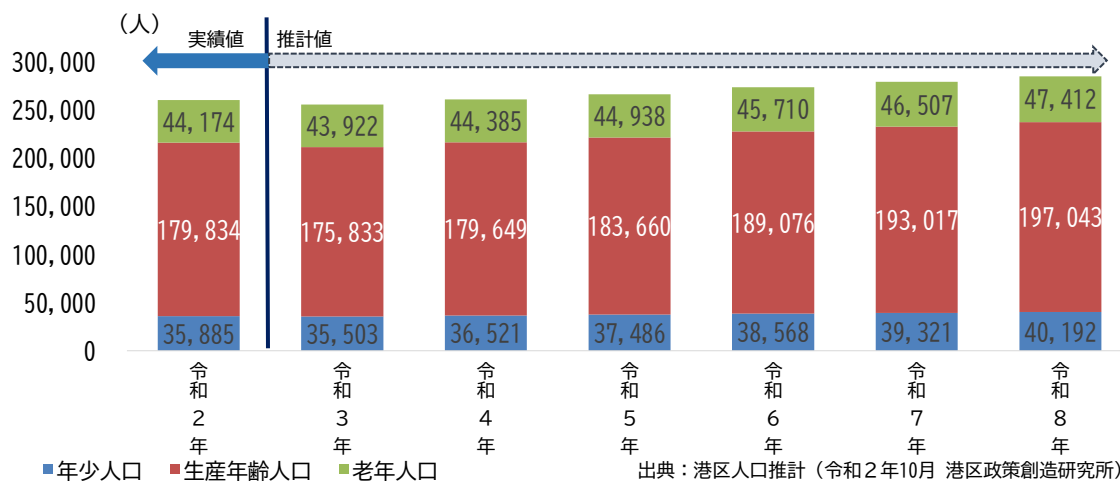
※ 港区人口推計は、令和2（2020）年10月1日現在の人口（259,893人）を基準人口とし、推計を行っています。

人口の推移（予測含む）



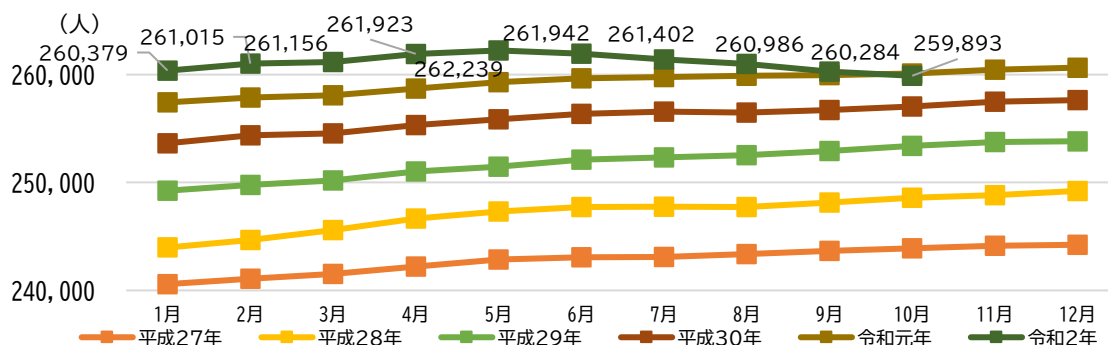
出典：実績値は各年1月1日現在（令和2年は10月1日現在）の住民基本台帳人口
 （平成24年までは日本人のみ、平成25年からは外国人を含む）
 推計値は港区人口推計（令和2年10月 港区政策創造研究所）

3区分の人口の推移（予測含む）



出典：港区人口推計（令和2年10月 港区政策創造研究所）

月別港区の人口推移（平成27年～令和2年10月）



出典：各月1日現在（令和2年は10月1日現在まで）の住民基本台帳人口



(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、人々の命や健康を脅かすとともに、子育て、福祉、地域コミュニティなど多方面に影響を及ぼし、大きな社会変化をもたらしました。

区は、区民の最も身近な行政機関として、国や東京都の施策に加え、区独自に感染症対策として感染症専門アドバイザーの配置や、子育て、高齢者、障害者、生活困窮者等への支援などを積極的に行ってきました。

新型コロナウイルス感染症の感染状況や社会に与える影響は日々変化します。今後は、新しい生活様式の徹底などこれまで以上に安全・安心に配慮した保健福祉施策を展開していく必要があります。

(3) 各分野の動向

子ども・子育て分野

- 平成 28 (2016) 年 6 月には、「児童福祉法」が改正され、平成 29 (2017) 年 4 月以降、特別区においても児童相談所の設置が可能となり、区は、児童相談所の設置を決定しました。
- 子どもと家庭の状況に応じた支援機能と児童相談所の専門機能を一体化させ、総合的に支援していくため、児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の複合施設である(仮称)港区子ども家庭総合支援センター(令和 3 (2021) 年 4 月開設予定)の開設準備を進めています。
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元(2019)年 6 月に改正され、子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、区市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めることが努力義務化されました。
- 東京都は、「『3つのシティ』の実現に向けた政策の強化(2020年度)」の中で、出産・子育てに関わる家族の負担を社会全体で支え、子どもが過ごしやすい地域のまちづくりを進めることを掲げています。

高齢者分野

- 国が、令和元（2019）年6月に策定した「認知症施策推進大綱」では、認知症との「共生（認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる）」と「予防（認知症の発症を遅らせ、進行を緩やかにする）」の観点で施策を推進することが求められています。
- 令和元（2019）年12月に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」（社会保障審議会介護保険部会）では、団塊ジュニア世代が高齢者となり現役世代が急激に減少する令和22（2040）年頃を見据え、多様な就労・社会参加ができる環境整備と、前提となる介護予防・健康づくりの取組の強化があらためて求められています。
- 東京都は、『『未来の東京』戦略ビジョン』（令和元（2019）年12月）や『『3つのシティ』の実現に向けた政策の強化（2020年度）』（令和2（2020）年1月）において、「長寿（Chōju）社会」の実現をめざし、認知症対策や高齢者が元気に暮らし活躍できる地域づくりについて示しています。

障害者分野

- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が令和元（2019）年6月に成立し、障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現をめざすため、地域の実情を踏まえた施策を策定し、実施することが義務化されました。
- 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が令和2（2020）年6月に成立しました。
- 東京都は、『『3つのシティ』の実現に向けた政策の強化（2020年度）』の中で、ダイバーシティ・共生社会戦略として、障害者を含む多様な人が支え合う社会の実現を掲げています。
- 区は、障害者が自分らしくいきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現をめざし、令和元（2019）年10月に「港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を

制定しました。

健康づくり・保健分野

- 令和元（2019）年12月に「母子保健法」の一部が改正され、産後ケア事業が法制化しました。
- 令和2（2020）年2月に新型コロナウイルス感染症が指定感染症になりました。感染拡大防止や社会情勢の変化を考慮しながら、区民の健康・安全を守る施策や事業を推進していくことが求められています。
- 風しんの追加的対策として、風しんの予防接種を公的に受ける機会がなかった昭和37（1962）年4月2日から昭和54（1979）年4月1日までに生まれた男性を対象に、抗体検査と第5期定期接種を令和元（2019）年度から令和3（2021）年度まで実施しています。
- 令和2（2020）年1月の「予防接種法施行令の一部を改正する政令」等の公布に伴い、ロタウイルス感染症が予防接種法上のA類疾病に追加され、令和2（2020）年10月から定期予防接種の対象となりました。
- 令和2（2020）年4月に、改正された「健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」が全面施行され、多くの人が利用する施設について受動喫煙防止対策が義務付けられました。

生活福祉分野

- 「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が平成30（2018）年6月に成立し、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、「生活保護法」「生活困窮者自立支援法」等の一部が改正されました。
- 厚生労働省は、令和元（2019）年6月14日付けで、通知「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」を発出し、ひきこもり状態にある方やその家族に対する自立相談支援機関の対応の強化を求めています。
- 東京都は、ホームレスの一日も早い自立をめざし、平成31（2019）年3月に「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第4次）」を策定しました。

地域福祉分野

- 令和2（2020）年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、「社会福祉法」「介護保険法」「老人福祉法」などが改正されました。地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、区市町村の包括的な支援体制の構築の支援を行うことなどが改正の趣旨となっています。
- 区は、8050問題（※）などの複合的な課題に対応するため、包括的な相談体制を整備します。福祉に関するあらゆる相談に対応するため、福祉総合窓口の設置や、相談窓口と関係機関等との連携を推進します。
※8050問題：80代の親が50代の子どもの生活を支える問題
- 区は、利用者の意思決定支援や身上保護を重視した支援を行えるよう制度の運用を図ることとして、平成30（2018）年12月に「港区成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、区が中核機関となって、港区社会福祉協議会と一体的に制度の理解と利用の促進を図っています。

2 計画計上事業の進捗状況（調整中）

調査対象

「港区地域保健福祉計画」個別事業計画計上事業及び施策の体系頁掲載事業

調査方法

各課調査

調査実施期間

令和2（2020）年3月～4月（基準日：令和2（2020）年3月31日現在）

結果概要

分野	事業数	うち 年次計画 掲載事業数	進捗状況 (令和元年度末)		
			計画どおり	一部遅延	未着手
子ども・子育て	87	6	82	5	0
高齢者	85	7	83	2	0
障害者	66	7	65	1	0
健康づくり・保健	54	0	54	0	0
生活福祉	8	0	8	0	0
地域福祉	34	0	34	0	0

第3章 本計画のめざす将来像と各分野の重点施策

誰もが住み慣れた地域で、
自分らしく、健やかに、安心して暮らし続ける
ことのできる、支え合いの地域社会

1 めざす将来像

全ての区民が地域社会を構成する一員として、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、人格と個性を尊重し合いながら地域全体が相互に協力し、支え合う社会（地域共生社会）をめざします。その実現に向け日常生活や社会生活を支援するとともに、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加できる環境の整備に努めます。

区は、平成 27（2015）年度から、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることをめざし、港区地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。これまでの取組により、多種多様な専門機関や団体等の地域の関係機関と連携することで在宅での療養等への支援が充実し、地域包括ケアシステムが実現されつつあります。

一方、昨今の福祉現場においては、特定分野における支援だけでは解決の難しい複合的な問題が数多く生じています。例えば、80代の親が50代の子どもの面倒を見ている8050問題や、介護と子育てを同時に抱え、その負担が家族の中で特定の者に集中し社会的な孤立を生んでいるダブルケアの問題などがあります。さらに、児童虐待や子育て相談においても、相談件数は増加し複雑化しています。従来の福祉行政の枠組みでは解決が難しい問題に、新たな対策を講じることが喫緊の課題となっています。

こうしたことを背景とし、区は「地域共生社会」の実現をめざし、全ての区民を対象とした包括的な支援体制の整備を推進します。

その実現の手段として、区では福祉総合窓口を設置し、福祉に関するあらゆる相談にワンストップで対応する体制を整備します。また、従来から港区が取り組んできた多種多様な専門機関や団体等、地域の関係機関との連携を更に強化することで、誰もが住み慣れた地域に安心して暮らし続けられる社会を実現していきます。

なお、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、健康危機管理体制や災害医療体制のより一層の充実が求められています。民間の活動も含め多くの福祉サービスにおいて、従来のように対面でサービスを提供することが難しくなっています。これらを踏まえ、今後は、健康危機管理体制の強化や感染症対策に配慮した福祉サービスのあり方を考え、今まで以上に安全で安心な暮らしを実現していきます。

また、本計画の上位計画である「港区基本計画」においては、国際的なコンセンサスであるSDGs（※）の理念と整合を図り、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざした施策を計画しています。本計画もこの方針に基づき、特に関係の深いSDGsの9つの目標を踏まえて、関連する取組を着実に実施していきます。なお、SDGsの目標と本計画に示す項目との関係は、第2部に示します。

※ SDGs：平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標



持続可能な開発目標

<p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	<p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	<p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする</p>
<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<p>すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する</p>	<p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
<p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>国内および国家間の不平等を是正する</p>	<p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>

本計画に関連するSDGsの目標

2 各分野の重点施策

(1) 子ども・子育て分野

就学前人口の増加や保護者の就労率上昇を背景に、保育園や学童クラブに対するニーズが高まっています。また、児童虐待や非行などの問題に対し、未然防止から調査、援助、保護、施設等への措置、家庭復帰まで、地域とともに切れ目のない支援が求められています。

子どもの命を守るとともに、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できる社会をめざし、迅速かつ丁寧で専門性の高い児童相談体制の構築、保育施設の充実や全ての子どもが夢と希望を持って成長できるようにするための施策の充実等に取り組みます。

これを踏まえ、子ども・子育て分野では以下を重点施策に位置付け、取組を進めます。

- **就学前児童の総合的な支援**

今後の人口動向や社会経済情勢の変化が保育需要に及ぼす影響を十分に踏まえた上で、保育施設等の充実により、様々なニーズに対応した保育環境を整備します。また、病児・病後児保育等の都心型の保育サービスや、在宅子育て家庭向けの支援サービスなど、就学前児童への施策を総合的に推進します。

- **特別な支援が必要な家庭や子どもの支援**

児童虐待、社会的養護、ひとり親、障害等、特別な支援が必要な家庭や子どもへの支援体制を強化します。

- **子どもの未来の応援**

全ての子どもが夢と希望を持って成長できるよう、家庭環境で問題を抱える子どもの生活環境の安定に向けた支援、ひとり親家庭の生活支援等の充実を図るとともに、地域が一体となって施策を推進する体制を整備します。

(2) 高齢者分野

健康寿命の延伸により長寿社会を迎えた中で、高齢者が要介護状態になることなく、健康でいきいきと生活し続けるための支援や、介護を必要とする方が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるための支援が求められています。また、認知症高齢者の増加を見据え、本人や家族への支援の充実が求められています。さらに、介護従事者も高齢化していることから、若者や有資格者など潜在的な介護従事者の発掘が必要とされています。

高齢者を地域で支え合い誰一人取り残さない社会を実現するため、高齢者が自分らしく健康でいきいきとした生活をするための支援を充実させるとともに、介護予防や在宅介護の充実、認知症支援対策等を推進します。また、介護の必要な人や支える家族への支援を充実し、介護が必要になっても安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

これを踏まえ、高齢者分野では以下を重点施策に位置付け、取組を進めます。

- **心豊かで健康な生活への支援**

高齢者がいつまでも健康で元気に暮らしていけるよう、通いの場で専門職によるきめ細かな活動のサポートを行うとともに、介護予防事業等の評価・分析により、より効果的に事業を推進する体制を構築します。

- **認知症と共生する地域づくり**

認知症サポート店認定制度の創設、認知症サポーターの対応力向上、若年性認知症の人への支援等により、認知症高齢者や介護家族の支援を充実します。

- **日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実**

高齢化に伴い要介護認定者が増加する中、在宅生活を支える様々なサービスを充実させるとともに、介護保険施設等の整備・充実を進めます。

また、介護人材の確保・育成・定着を推進するため、介護事業者の円滑な運営支援を行います。

(3) 障害者分野

障害の有無や特性にかかわらず、誰もが心豊かに暮らすことのできる社会の実現に向け、心のバリアフリーへの理解促進と、個々の障害者に寄り添った丁寧な支援が求められています。また、増加傾向にある、医療的ケアを必要とする子どもや発達に支援が必要な子どもと保護者に対して、早い段階からの適切な相談や、ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。

障害者の個性を認め合う社会を実現するため、障害の特性に応じた多様な手段による意思疎通への支援や、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実などに取り組みます。

これを踏まえ、障害者分野では以下を重点施策に位置付け、取組を進めます。

- **障害者が安心して暮らせる環境の整備**

障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害特性に応じた多様な意思疎通支援の充実に向け、手話通訳者等の育成やICTを活用した取組を推進します。障害者本人が適切に意思を表明することができるよう、「港区手話言語の理解促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例」等に対応することで、障害者の自立と社会参加を促進します。

- **特別な配慮の必要な子どもへの支援**

増加傾向にある医療的ケアを必要とする障害児等に対し、ライフステージごとに保健・医療・福祉・教育など関係機関との連携を図るとともに、切れ目のない支援体制を充実します。

(4) 健康づくり・保健分野

新型コロナウイルス感染症等の感染症や首都直下地震などの大災害に備え、区民の安全と安心を確保するための健康危機管理体制や災害医療体制の整備が求められています。また、子育て中の社会的な孤立等により、育児に不安を抱える保護者が増えており、対策が求められています。さらに、働き盛り世代の住民が増えていることを踏まえ、これらの世代に向けた健康づくりの意識啓発や、区民の死因の第1位であるがん対策の充実なども必要とされています。

安全・安心で健やかな生活を確保するために、がんをはじめとする疾患の予防・健康づくりの推進、健康危機管理体制、感染症対策の強化や地域医療体制の充実に加え、災害時における地域保健・医療体制の整備と母子保健サービスの充実等に取り組みます。

これを踏まえ、健康づくり・保健分野では以下を重点施策に位置付け、取組を進めます。

● 感染症対策の強化・推進

新型コロナウイルス感染症等の感染予防・まん延防止に向けた対策を強化推進します。

● 子どもの健康を守る体制をつくる

安心して出産、子育てができる環境を整えるため、妊婦全員面接、宿泊型を含む産後母子ケアの実施などを通じ、母子保健サービスを一層充実させます。

(5) 生活福祉分野

心身の健康等に課題を抱える方が多く、就労や健康状態の改善への支援が求められています。また、ひきこもり状態にある方に対する早い段階からの切れ目のない支援体制の構築が求められています。

誰もが自立した生活を営むことができる社会を実現するため、低所得者、ひきこもりの状態にある方の生活支援や学習支援事業などの生活困窮者自立支援施策の促進に取り組みます。

これを踏まえ、生活福祉分野では以下を重点施策に位置付け、取組を進めます。

- **低所得者の生活の支援及び自立施策の充実**

相談者の生活背景を丁寧に聞き取ることで、漏給・濫給を防ぎ、一人ひとりの能力に応じた自立を支援します。

経済的に困窮している人に加え、将来的に困窮するおそれのあるひきこもり状態にある方等に対して、生活背景に合わせた切れ目のない支援を行います。生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を強化することで、貧困の連鎖を防止します。

(6) 地域福祉分野

多様化するニーズに対応するため、地域の力・資源を活用した地域福祉の推進が必要です。また、8050問題やダブルケアなど、個人や世帯が抱える課題は複雑化しており、包括的な支援体制の構築が求められています。

社会福祉協議会、民生委員・児童委員等、地域福祉活動を行う多様な主体や港区医師会等の関係団体と連携し、地域福祉を総合的に推進するとともに、子ども、高齢者、障害者、生活困窮などの制度や世代を特定しない、福祉総合窓口を中心とした包括的な相談体制の整備に重点的に取り組めます。

これを踏まえ、地域福祉分野では以下を重点施策に位置付け、取組を進めます。

- **港区ならではの地域包括ケアの推進**

包括的な相談体制を構築するため、福祉総合窓口を設置し、子ども、高齢者、障害者、生活困窮などの制度や世代を特定せず包括的な支援を行います。

第2部 分野ごとの計画

第1章 子ども・子育て分野

○計画のめざす姿

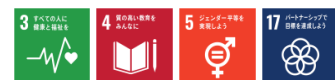
安心して子育てができ、 未来を担う全ての子どもたちが健やかに成長できる地域共生社会

今後も年少人口の増加が見込まれる中、子育て支援施設の整備や質の高い子ども・子育て支援サービス、切れ目のない一貫した相談・支援体制を提供し、安全に安心して子育てができる環境を整備します。

また、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、夢と希望を持って成長できるよう、子どもの権利を守りながら、地域と連携した支援体制を構築します。

1 就学前児童の総合的な支援 **重点施策**

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

保育ニーズを踏まえた待機児童対策の充実

区のこれまでの保育定員拡大の取組により、令和2（2020）年4月1日時点で2年連続の待機児童ゼロを達成しました。しかし、待機児童が解消された反面、地域や保育施設の種別によっては、定員に空きが生じています。また、園児の外遊び場の確保など、活用可能な敷地が少ない区特有の課題も顕在化しています。

今後は、就学前人口の動向を注視し、より保育ニーズの高い地域、保育施設の種別を精査しながら、待機児童対策の充実を図るとともに、保育環境の更なる向上に積極的に取り組みます。

多様な保育・子育て支援ニーズに対する対応

核家族化や共働き世帯の増加、更に就労形態の多様化などにより、都心区ならではの保育サービスが求められており、不定期の預かりサービスや、病児・病後児といった緊急時の預かり先の拡充が必要です。

また、家族の形態やライフスタイルが様々に変化し、子育て支援ニーズが多様化しています。子育ての孤立を防ぎ、安心して子育てを行えるよう、在宅で子育てをする家庭に対する支援サービスを更に充実させていくことが必要です。

○取組の方向性○

地域の保育ニーズ等を踏まえた上で、保育施設等の充実を図り、区民の誰もが安心して子どもを生み、育てることができる保育環境を整備します。

また、多様な働き方に合わせた保育時間や、病児・病後児保育などの都心型の保育サービスを充実させ、子育てと就労の両立を支援するとともに、在宅子育て家庭への支援サービスの充実など、就学前児童への施策を総合的に推進します。

小項目	事業
保育園待機児童ゼロの継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設の充実【年次計画事業】 ・ 認定こども園の整備【新規事業】 ・ みなと保育サポート事業の充実 ・ 地域型保育事業の実施 ・ 大規模開発における認可保育園付置の要請
多様な都心型保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延長保育事業の推進 ・ 一時預かり事業の推進 ・ 病児・病後児保育の充実 ・ 訪問型病児・病後児保育の利用助成
子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者支援事業の推進 ・ 子育て短期支援事業の拡充 ・ 乳児家庭全戸訪問事業の推進 ・ 子育てひろば事業の推進 ・ 子育て援助活動支援事業の充実
教育・保育の連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園、幼稚園、小学校での交流・連携 ・ 保幼小合同研修会等の充実
産後休業及び育児休業後における円滑な事業利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業からの復帰後の入所支援の充実

2 子ども・子育て支援の質の確保

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

港区の児童人口は今後も増加が見込まれる

港区の児童人口は今後も増加が見込まれています。令和2（2020）年の30,422人から令和8（2026）年では33,154人になると推計されています（いずれも0～11歳の人口。港区人口推計（令和2（2020）年10月）より）。

子育て支援が必要な人に適切に提供できる環境づくりを推進

児童人口の増加により、今後より一層子育て支援へのニーズも高まることが想定されます。今後は、子育ての支援を必要とする人が、公平・適切に支援を受けることができる環境づくりを更に推進していく必要があります。

○取組の方向性○

質の高い保育を提供できるよう、保育園で業務の効率化や人材の確保・定着に向けた支援等を行います。

また、地域で子育て支援に携わる人材の育成や学童クラブの内容の充実化等の取組を通じて、安定的に質の高い子育て支援サービスが提供できるよう取り組みます。

小項目	事業
子ども・子育て支援体制の強化に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）港区児童福祉審議会の設置 ・地域における子ども・子育て支援者の育成
保育園における保育の質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の業務負担軽減の推進【新規事業】 ・給食を通じた食育の推進 ・保育従事職員の確保・定着の支援 ・保育施設における安全確保の推進
就学児童の居場所づくりにおける質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブ事業の充実【年次計画事業】 ・学童クラブ事業の質の向上 ・区立小学校を活用した放課後の居場所づくり（放課GO→）の推進 ・地域における児童の健全育成機能の強化
子育て家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・多胎児の子育て家庭に対する支援の充実 ・保育園における在宅子育て家庭向け事業の推進

3 特別な支援が必要な家庭や 子どもの支援 **重点施策**

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

児童虐待の件数は港区でも増加傾向

児童虐待は大きな社会問題となっており、全国的にその件数は増加傾向にあります。港区では、子ども家庭支援センターが受理した新規相談数は、令和元（2019）年度には過去最多の1,440件でした。このうち、児童虐待相談件数は750件で、平成27（2015）年度の1.6倍と大幅に増加しています。

港区では令和3（2021）年4月に児童相談所を設置し、児童虐待防止等に向けた取組を推進

平成28（2016）年の「児童福祉法」改正により、特別区が児童相談所を設置できるようになったことから、港区では令和3（2021）年4月に児童相談所他2施設を含む（仮称）港区子ども家庭総合支援センターを設置します。児童虐待をはじめとした子どもと家庭の問題に、区が責任を持ち、妊娠から児童の自立まで、切れ目なく総合的に対応できる環境を整備します。

○取組の方向性○

児童相談所の設置に伴い、支援対象児童等の早期発見と適切な支援ができる環境づくりに取り組めます。

また、地域ぐるみで虐待を防止するため、区民等に対し、虐待対策や「子どもの権利条約」に関する啓発活動等の取組を行います。

小項目	事業
（仮称）港区子ども家庭総合支援センターの整備	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の設置による迅速かつきめ細かな援助の実現【新規事業】 区立母子生活支援施設の設置による母子保護の推進 子ども家庭支援センターへの家庭相談機能の統合による支援の充実
児童虐待防止のための環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策等の推進 子ども家庭支援センターの相談体制の充実 養育支援訪問事業の充実

小項目	事業
児童虐待防止対策等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者支援策の強化・充実 ・地域住民に対する虐待対策啓発活動の推進 ・子どもの権利条約の啓発 ・要支援家庭等への支援の充実
社会的養護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・里親登録の拡大と支援の充実による家庭養護の推進【新規事業】 ・児童のニーズに応じた社会的養護の充実【新規事業】 ・家族再統合に向けた支援の充実【新規事業】 ・社会的養護の施設の適正な運営の確保【新規事業】 ・施設退所後等の児童の自立の支援【新規事業】

4 子どもの健全な育成に向けた支援

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

子どもが健やかに成長できる環境づくりが必要

子どもは自然とのふれあいを通じて学びの機会を得ることで、自然を大切に
する心を育みます。また、地域ぐるみで子どもを育てることにより、郷土
意識の醸成につながります。子どもが健やかに成長できるよう、地域内の資
源を活用した環境づくりが求められます。

○取組の方向性○

子どもが健やかに成長できるよう、環境学習の支援を推進していきます。

また、子ども・若者の健やかな育成のための支援や取組を関係機関と連携
して推進します。

小項目	事業
子どもが健やかに成長できる環境の整備	・ 保育園への環境学習の支援
青少年の健全育成のための支援	・ インターネットの適正利用の啓発 ・ 自主的・創造的な活動の支援 ・ リーダー育成の支援

5 子どもの未来の応援 **重点施策**

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

「港区子どもの未来応援施策」による貧困対策の実施

平成26（2014）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。これを踏まえ、経済的問題だけでなく、家庭環境等において様々な問題を抱える家庭・子どもに対しても積極的に支援することとしました。区では「港区子どもの未来応援施策」として子どもの貧困対策に関する事業を実施しています。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正

令和元（2019）年6月に子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されました。この改正で、区市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めることが努力義務化されました。

○取組の方向性○

家庭環境等で問題を抱える家庭に対する生活環境や経済的安定の支援を充実します。

また、地域が一体となって「港区子どもの未来応援施策」を推進する体制を整備します。

小項目	事業
生活環境の安定の支援	・ 高校生不登校への支援【新規事業】 ・ 子育て家庭の生活や社会参加の支援 ・ 相談体制の整備
経済的安定の支援	・ 教育にかかる経済的支援の充実 ・ 保護者に対する就労の支援 ・ ひとり親家庭の生活支援及び経済的支援の充実
地域で子どもの未来を応援する体制の整備	・ 子どもの未来応援施策の普及・啓発 ・ 地域における子どもの未来を応援するネットワークの確立 ・ 子どもの孤食解消と保護者支援【新規事業】

第2章 高齢者分野

※ 第2章高齢者分野は、「港区高齢者保健福祉計画」に相当します。

○計画のめざす姿

住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、 高齢者を地域で支え合う社会

健康寿命の延伸により更なる長寿社会を迎える中で、高齢者が心豊かに健康でいきいきと暮らし続けられるよう、高齢者の暮らしに関わりのある地域住民、ボランティア、事業所など、様々な主体が連携・協働し、高齢者を支え合う社会を築きます。

また、介護の必要な人や支える家族への支援を充実し、介護が必要になっても安心して暮らせる地域社会を実現します。

1 心豊かで健康な生活への支援 **重点施策**

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

元気な高齢者の活躍の場の充実

区の65歳以上の高齢者人口は増加する見込みですが、それに伴い元気な高齢者も増えていくと考えられます。高齢者が地域の中でいきがいを持って健康に暮らしていけるよう、心の健康づくりのためにも、社会参加の場を一層充実する必要があります。

健康でいつづけるための「介護予防」の重要性

高齢者が要介護の状態になることなく、できる限り長く健康であるためには、生活習慣病などの予防に加え、転びやすくなるなど加齢とともに現れる生活の不具合を予防する、介護予防の取組が重要です。具体的には、身近な場所で気軽に参加できるような教室やプログラムの実施、高齢者に向けたわかりやすい情報発信などが必要です。

○取組の方向性○

通いの場の充実、専門職の派遣や健康測定の実施など、介護予防総合センター（ラクっちゃ）を中心に、地域のいきいきプラザ等と協力してきめ細かなサポートを実施します。

また、介護予防の取組をより効果的に実施するため、効果の分析を行うとともに、その結果を広く区民に周知します。

小項目	事業
社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきプラザ等の充実【年次計画事業】 ・老人クラブ活動への支援 ・生涯学習やスポーツ活動の充実 ・チャレンジコミュニティ大学の充実 ・ボランティア活動の紹介と支援 ・高齢者の就業に向けた支援
健康で自立した生活を維持するための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防への気づきと周知 ・ICTを活用した介護予防プログラムの開発・充実 ・介護予防チェックリストの活用による参加促進 ・フレイル予防の推進【新規事業】 ・「通いの場」の充実に向けた支援【新規事業】
介護予防の効果的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防総合センター（ラクっちゃ）を中核とした介護予防の更なる普及・拡大 ・介護予防総合センター（ラクっちゃ）の専門職による地域での活動支援 ・介護予防事業の評価分析と効果の発信 ・介護予防リーダーの養成及び活動支援の充実

2 認知症と共生する地域づくり

重点施策

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

高齢者人口が増えるにつれ、認知症の人数も増加する見込み

平成 28（2016）年版「高齢社会白書」では、高齢者人口の増加に伴い、認知症の患者数は令和 7（2025）年には 675 万人となると推計しています。

令和元（2019）年度の港区保健福祉基礎調査では、区内在住の 65 歳以上の人のうち、認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人は 10.1% でした。

認知症があってもなくても共生できる社会をめざす

認知症施策を推進するため、国は、令和元（2019）年 6 月 18 日に「認知症施策推進大綱」をとりまとめました。

大綱では、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」をめざすことや、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」予防の取組を政府が進めることが示されています。

認知症の予防とともに、認知症の人に対する施策を一層充実させる

区では、認知症の人が交流できる「みんなとオレンジカフェ」の運営や認知症の人に向けたおかえりサポート事業、認知症サポーターの養成など、認知症の人に向けたサービスと認知症の理解促進に取り組んできました。

今後も引き続き、認知症に関する相談体制の充実や、認知症初期の方への支援などに取り組んでいく必要があります。

○取組の方向性○

認知症に対する施策として、区民へ認知症の理解促進、相談体制の充実、適切なサービスの利用促進、それらを支える関係者の体制づくりに取り組めます。

令和元（2019）年度の港区保健福祉基礎調査では、認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人にどのような支援が必要か聞いたところ、適切な助言が受けられる相談窓口を挙げる人が45.0%にのびりました。一方で、区内在住の65歳以上の人のうち、認知症の相談窓口の存在を知っている人は28.1%でした。

認知症の人や家族が相談できる体制を充実するとともに、認知症初期の方が早期に相談できるよう、区民全体に認知症の理解を促すことが必要です。

また、相談後に適切なサービスを利用できるようにすること、それらを安定して実施するための体制づくりが必要です。

小項目	事業
認知症の理解と予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に対する予防の推進 ・認知症サポーターやボランティアの養成の推進
本人と家族への相談体制等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症相談対応の充実 ・みんなとオレンジカフェ（認知症カフェ）による支援
適切なサービスの利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症早期発見の推進 ・サービスの相談とコーディネートの充実 ・認知症の人へのサービスの周知
認知症を支える体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した認知症支援体制の充実【新規事業】 ・認知症疾患医療センターとの連携

3 日々の生活を支える 介護・福祉サービスの充実

重点施策

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

幅広いサービス提供と介護保険施設等の整備・充実

区では、介護保険サービスのほか、病院への付き添いや配食、救急通報システムなど様々な区独自の福祉サービスを提供してきました。また、介護が必要になっても住み慣れた地域に安心して住み続けられるよう、要介護認定者数の伸びを踏まえつつ、介護保険施設等の整備・充実を進めてきました。

高齢者人口は増加するが、介護を支える生産年齢人口の割合は減少

高齢者人口がピークを迎えるとされている令和22（2040）年にかけて区の高齢者人口の割合は増加しますが、介護を支える年代である生産年齢人口の割合は減少する見込みです。限られた人材や資源の中で高齢者の暮らしを支える方法を考える必要があります。

在宅生活を支えるサービスを充実することが重要

令和元（2019）年度の港区保健福祉基礎調査では、区内在住の65歳以上の人のうち6割を超える人が、今後も自宅で住み続けることを希望しています。高齢になってもできる限り長く自宅で暮らし続けられるよう、介護・福祉サービスの中でも、特に在宅生活を支えるサービスを充実することが重要です。

○取組の方向性○

支援の必要な高齢者だけでなく介護にあたる家族への支援も含め、引き続き区独自の福祉サービスを実施するとともに、介護保険サービスを適切に提供します。また、介護保険施設等の整備・充実を進めます。

小項目	事業
高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の在宅生活の支援の充実 ・ひとり暮らし等高齢者向け在宅生活支援サービスの充実 ・高齢者の住まいの確保・支援 ・わかりやすい高齢者福祉・介護サービスの情報

小項目	事業
	発信
介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・生活支援サービスの充実 ・介護保険施設等の整備・充実【年次計画事業】 ・介護人材の確保・支援 ・ICT等を活用した介護現場への支援【新規事業】 ・介護保険制度の円滑な運営
介護にあたる家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護家族の会への支援 ・宿泊デイサービスの実施 ・認知症高齢者の短期入所の実施 ・緊急医療短期入所の実施

4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

全ての高齢者の尊厳と権利を守るための取組

区ではこれまで、ふれあい相談員や地域の事業者と協力した見守り、高齢者相談センター（地域包括支援センター）を中心とした高齢者虐待や消費者被害に関する相談事業、災害時の安全確保に向けた支援などに取り組んできました。

ひとり暮らしでも安心して暮らせる地域づくりの推進

平成27（2015）年の国勢調査によると、区の高齢者のうち30.1%がひとり暮らしです。これは全国平均の17.7%と比べてかなり高い割合になっています。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯でも孤立せず、安心して暮らせる地域をつくることが重要です。

複合的な問題に対応するための関係者のネットワークの構築が重要

近年、8050問題など、高齢者福祉や介護分野以外にも複合的に問題を抱える相談が増加しています。安心して暮らせる地域をつくるためには、行政機関のみならず、民間事業者や老人クラブ、ボランティアなど様々な関係機関とネットワークを構築し、それぞれの持つ能力や資源を生かして地域の区民を支えることが必要です。

○取組の方向性○

日々の暮らしの安心に向けて、高齢者相談センター（地域包括支援センター）を中心に地域の関係機関と協力して、高齢者の見守りや権利擁護に関する相談に当たります。

また、高齢者の日常生活の困りごとに対して適切な生活支援を行えるよう、地域の資源の情報を関係者と共有できる体制を整備します。

災害時の安全確保に向けては、防災対策や安否確認を支援するほか、避難所での支援体制を整えます。

小項目	事業
安全・安心を支え合う地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者相談センター(地域包括支援センター)の相談機能の充実 ・ふれあい相談員によるひとり暮らし等高齢者の見守りの充実 ・高齢者のセーフティネットワーク構築の推進 ・高齢者の熱中症予防の推進 ・医療・介護・保健・福祉が連携した相談体制の充実
高齢者の権利の擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待対応支援の充実 ・成年後見制度の理解と利用の促進 ・消費者被害の防止
災害時等の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の防災対策の支援 ・災害時の安否確認と避難に向けた支援 ・施設等における災害時の支援 ・高齢者施設における感染症対策の充実【新規事業】
生活支援体制の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業の充実 ・生活支援に関連する地域活動情報の収集・提供 ・生活支援サービスの担い手の育成

第3章 障害者分野

※ 第3章障害者分野は、「港区障害者計画」に相当します。

○計画のめざす姿

障害の有無や特性にかかわらず、等しく基本的人権を享有する かけがえない個人として尊重される地域共生社会

障害の有無や特性にかかわらず、誰もが心豊かに暮らすことのできる社会の実現に向け、地域全体に心のバリアフリーの理解を深く浸透させます。

また、障害者本人による意思決定を支援するとともに、互いを尊重し、障害特性に応じた多様な手段により意思疎通が実現できる環境を整備します。

障害のある方の自立と社会参加に向けて、ライフステージに応じた切れ目のない包括的な支援体制を構築します。特に、配慮の必要な子どもに対しては早期の相談体制を充実します。また、障害者の特性に応じた多様な働き方を支援するとともに、就労定着に向けた支援を強化します。

1 障害者が安心して暮らせる 環境の整備 **重点施策**

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

安心な地域生活に必要な取組の充実

障害児・者を対象とした調査では、地域生活に必要なこととして、必要なきに受けられる介助、安全な住まい、困ったときの相談先、経済的な支援など、生活を送る上での安心感につながる回答が多く寄せられています。加えて、知的障害者、精神障害者、障害児の約半数が周囲の人の理解を挙げています。また、もっと力を入れる必要があると思うこととして、経済的な支援、障害に対する理解を深めるための啓発・広報、住宅・建物・交通機関等のバリアフリー化など、地域で生活を送る際に基盤となるサービスや事業の実施を求める回答が多く寄せられています。障害者が安心して地域で生活するため、更なる相互理解の促進、差別の解消に向けた取組が不可欠です。

障害特性に応じた意思疎通手段の整備

「適切だと思える行政情報の発信手段」を平成 28 (2016) 年度の調査と比較すると、身体障害者と精神障害者は電子メールや Twitter 等の ICT、知的障害者は音声による読み上げと回答する人の割合が増加しています。一人ひとりの障害特性に応じた手段を選択することができるよう、意思疎通支援を充実する必要があります。

障害に対する区民の理解促進・啓発

職場、学校、地域の人に障害のことで嫌がらせを受けたことについて、身体障害者では、「特になし」が最も多いものの、知的障害者、精神障害者、障害児の 5～6 人に 1 人程度は障害のことで嫌がらせを受けた経験があることから、障害に対する区民の理解を促進するため啓発を図る必要があります。

スポーツや文化・芸術に接する機会の充実

障害児の 3 人に 1 人程度はスポーツや文化・芸術に接する機会が少ないと感じています。心豊かな暮らしの実現をめざすため、障害児・者がスポーツに参加できる機会の創出、パラリンピックを契機とした機運の醸成や文化・芸術活動の発表機会や参加できる機会の創出が必要です。

○取組の方向性○

障害者が安心して暮らせる地域をつくるため、社会的障壁となりうる精神的（ソフト）・物理的（ハード）バリアの解消に努めます。

特に、障害者によるスポーツや文化・芸術活動を促進することで、心豊かな暮らしの実現をめざすとともに、障害特性に応じた多様な意思疎通支援を充実することで、障害者の自立と社会参加を促進します。

さらに、災害や新たな感染症等に備え、日頃から対策を行うことで、緊急事態下においても安心できる環境の整備に向けた取組を進めます。

小項目	事業
心のバリアフリーの普及	<ul style="list-style-type: none"> ・差別解消の取組の推進 ・心のバリアフリーの推進 ・障害者スポーツ・文化芸術イベントの振興
権利擁護の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の理解促進の支援 ・虐待防止に関する取組の推進
障害者の多様な意思疎通支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に応じた意思疎通手段の利用の促進 ・手話言語の理解促進【新規事業】 ・ICTを活用したコミュニケーション支援【新規事業】
障害者が暮らしやすい生活環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいのバリアフリー化の支援 ・バリアフリー化の計画的な推進
あらゆる危機から障害者を守る支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな感染症などの危機から障害者を守る支援の強化【新規事業】 ・障害者の災害時支援体制の整備 ・災害時における意思疎通の支援

2 障害者の生活を支えるサービスの充実

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

生涯にわたる地域生活

障害者を対象とした調査では、将来の暮らしの意向として、家族との在宅生活の継続を希望する人が障害種別を問わず最も多く、身体障害者と障害児の半数以上、知的障害者と精神障害者の3人に1人を占めています。次いで、一人暮らし、区内施設への入所など、将来的にも現在の住居の近隣での生活を希望している人が多い傾向です。

グループホーム開設に伴う利用者数の増加

港区では、過去10年間にわたり、障害者の地域生活を支えるための多様な事業や施設の整備・誘致を展開してきました。平成26(2014)年以降、知的障害者と精神障害者を対象としたグループホームが計8施設開設されたことから、知的障害者と精神障害者のグループホーム利用者数は大幅に増加しています。地域での暮らしを希望する障害者が利用することができるよう、更なる整備を推進する必要があります。

○取組の方向性○

住み慣れた地域での生活を希望する障害者を支えるため、障害特性に応じた多様なサービスの充実に努めます。

また、施設や病院で過ごしているものの、地域での暮らしを希望する障害者に対しては地域への移行を支援するため施設整備や誘致を行うとともに、在宅生活の継続を希望する障害者に対しては包括的な支援体制を整備し、障害者本人が望む生活の実現に向けた支援を行います。

特に、増加傾向にある医療的ケアを必要とする障害児・者に対しては、関係機関と連携し、一人ひとりのライフステージに応じた切れ目のない支援を充実させます。さらに、サービス提供事業者に対する支援を通じて、サービスの充実を図ります。

小項目	事業
日常生活を支えるサポート体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉総合窓口の活用による包括的な相談体制の構築 ・地域生活支援拠点における支援の充実 ・日中活動の場の充実
地域生活への移行の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援の推進 ・障害者グループホームの設置・整備支援【年次計画事業】 ・短期入所の充実
医療的ケア児・者をはじめとした障害特性に応じた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児・者に対する切れ目ない支援 ・障害特性に応じたきめ細かな支援
サービスの質の確保・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等事業所に関する第三者評価機関の活用の促進 ・障害福祉サービス事業者への支援 ・障害児通所支援事業者への支援【新規事業】

3 特別な配慮の必要な子どもへの支援

SDGsのゴールとの関係

重点施策



○現状と課題○

障害児通所支援の普及・啓発

障害児を対象とした障害児通所支援の利用意向についての調査では、児童発達支援は約半数、放課後等デイサービスは約7割が利用したいと回答がありました。一方で、児童発達支援は3人に1人、放課後等デイサービスは5人に1人がわからないと回答していることから、障害児やその家族が必要に応じてサービスを利用できるよう、サービスの普及・啓発に努める必要があります。

障害児通所支援等利用者数の増加

平成24（2012）年のサービス開始以来、障害児通所支援の利用者数は年々増加しています。特に、児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数は近年の増加が著しく、今後も増加傾向が継続すると考えられます。また、平成27（2015）年のサービス開始以来、障害児相談支援の利用者数も年々増加していることから、障害児通所支援等の利用に対する需要の高まりに対応できる体制を構築する必要があります。

○取組の方向性○

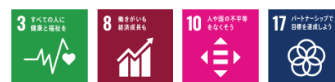
特別な配慮を必要とする子どもやその家族が身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、支援の充実に努めます。

また、発達に関する総合的な相談支援体制を強化するとともに、子どもにとって療育機能と居場所機能を果たすサービスを充実させることで、いきいきと過ごすことのできる地域をめざします。

小項目	事業
早期からの相談支援の充実	・総合的な相談支援窓口の充実 ・児童発達支援センターにおける支援体制の強化
特別な配慮の必要な子どもに対する生活の支援	・保育園との併用通所の充実 ・放課後対策の充実 ・障害のある子どもが児童館等で快適に過ごせる体制の整備

4 障害特性に応じて就労できる 仕組みづくり

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

就労移行支援・就労継続支援の利用者数の増加

就労移行支援・就労継続支援の利用者数は増加傾向にあります。特に、就労継続支援B型の利用者数は年々増加しており、今後もこの傾向は継続する可能性が高いと考えられます。

困りごとの解消を通じた職場への定着支援

就労支援事業による一般就労者数は、年によりばらつきがあるものの、おおむね 15～30 人程度で推移しており、約半数を精神障害者が占めています。他方、働いている障害者を対象とした調査では、身体障害者を筆頭に、仕事で困っていることは「特にない」が最も多いものの、知的障害者、精神障害者の5人に1人はコミュニケーションに関する悩みを抱えています。特に、精神障害者は困りごとについて「特にない」と感じる人の割合が他の障害種別と比較して低く、コミュニケーションのほかにも、障害のない同僚との差、相談先などに関する困りごとや悩みごとを抱えています。平成 30（2018）年度に始まった就労定着支援の利用を広め、困りごとの解消を図ることで、職場への定着を支援することが必要です。

○取組の方向性○

障害者の自立と社会参加を促進するため、一人ひとりの状態や特性に応じたきめ細かな就労支援サービスの提供に努めます。一般就労の希望者には、就労移行及び定着をめざした支援を行います。

また、利用者数が増加している就労継続支援については、就労を念頭に置いた作業や生活を楽しむ場としての機能を果たすことができるよう、環境を整備します。

小項目	事業
一般就労への移行と就労定着支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設から一般就労への移行の推進 ・障害者の就労支援ネットワークの強化 ・ICTを活用した就労支援の充実
支援機関の連携による就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援事業所の連携による共同受注の推進 ・障害者就労施設等からの物品等の調達推進 ・就労機会の確保

第4章 健康づくり・保健分野

○計画のめざす姿

生涯をとおして健やかで心豊かに暮らせる社会

区民の誰もが、生涯にわたって心身ともに健康で豊かに暮らせる社会の実現をめざします。

安心して子どもを産み育てられる環境を確保し、妊産婦のニーズに応じた支援を妊娠期から切れ目なく行える体制を確立します。

また、区民の安全を守り健康危機管理を推進するために、感染症対策や災害時等の非常時における地域医療・地域保健体制を強化し、区民が安心して暮らせるようにするための医療体制等を整備します。

さらに、全世代の健診受診率を向上させ、疾患の早期発見・早期治療を推進することで、区民の健康的な生活を支援します。

1 感染症対策の強化・推進 **重点施策**

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

新型コロナウイルス感染症等新たな感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、港区においても危機管理対策本部を設置し、区の対応方針等を定め、区民に対して感染拡大防止措置と必要な支援を行っています。

また、区内病院や医師会と連携し、相談から受診調整、PCR検査から入院までの支援等、切れ目のない一貫した体制を構築するとともに、人員配置を強化するなど業務執行体制を整備しています。

今後は、この経験を基にした感染症への備えを強化するなど、これまで以上に安全で安心な暮らしの実現が求められています。

○取組の方向性○

新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症などの発生に対して、感染症の発生動向の把握やSNSや動画配信を利用した迅速な情報提供を行います。まん延防止を図るために、感染症に関する知識の普及・啓発や感染予防対策を推進します。

小項目	事業
感染症対策の充実	<ul style="list-style-type: none">・感染症対策の充実・結核対策の強化・HIV感染症／エイズ・性感染症の予防に関する普及・啓発
新型コロナウイルス感染症等新たな感染症への対応	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症等新たな感染症への対応【新規事業】
予防接種の充実	<ul style="list-style-type: none">・環境整備の推進・定期予防接種の接種率の向上

2 安心できる地域保健・地域医療体制の推進

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

地域医療体制の強化

現在、国では「初期の治療は地域の医院・診療所」で行い、「高度・専門的治療を病院」で行うという区内医療機関相互の役割分担を推進しています。区民が地域でかかりつけ医と相談しながら適切な医療を受けられる環境の整備を推進するとともに、区民が身近なかかりつけ医を見つけやすいよう情報提供を強化する必要があります。

災害時等の安全の確保

首都直下地震等の大規模災害発生時においても、区民の生命や健康を守る必要があります。そのために、発災直後から復興までの各フェーズに応じた医療救護や保健活動を行うことが可能となるよう、整備を推進することが重要です。

○取組の方向性○

区民が安心して医療を受けられるよう、休日・夜間診療・救急医療などにおいて、病院間、病院と診療所間の連携を促進し、地域全体での切れ目のない医療提供体制の整備に取り組みます。

また、首都直下地震等に備え、区内医療機関と連携してフェーズに応じた災害時の保健・医療体制の整備を推進します。

小項目	事業
地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療・小児医療の充実 ・休日・夜間診療体制等の充実 ・かかりつけ医に関する普及・啓発
災害時における保健・医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療体制の整備 ・妊産婦等への災害時支援体制の整備 ・医療依存度が高い人への支援体制の整備【新規事業】
支え合いによる地域保健活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域リハビリテーション体制の充実 ・難病対策の充実 ・健康づくりサポーターによる活動の促進 ・地域における健康づくり活動の促進

3 子どもの健康を守る体制をつくる

重点施策

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

安心して出産・子育てができる環境の整備

子育て世帯の孤立化や核家族世帯の増加が進む中、安心して子どもを出産し、子育てに取り組める環境の整備とともに、母子の状況に応じた適切な支援が提供できる体制が求められています。

乳幼児健診受診率の向上

乳幼児健診は、乳幼児の健康を守るために重要な取組です。健診の質を担保しつつ、子どもの疾病や障害の早期発見に加え、子育てに関する支援を推進するため、乳幼児健診の受診を推進することが重要です。

○取組の方向性○

保護者が子育てに自信を持って取り組めるよう、妊娠中から効果的な情報提供や、出産直後から十分なケアが受けられる体制を構築します。

また、安心して子育てに取り組めるよう、母子保健と子育て支援がスムーズにつながる支援体制を構築します。

加えて、子育て支援にも重点を置いた健診を実施します。健診の質を担保し、感染症対策を講じた安全・安心な健診の実施を推進します。

小項目	事業
産後母子ケア事業の推進	・妊産婦への支援の推進
母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化	・母子相談体制等の充実 ・子どもの健康づくり体制の推進
乳幼児健康診査の推進	・乳幼児健康診査の推進

4 健康づくりの積極的支援

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

生活習慣病の予防推進

区民の死亡原因の約60%は、がんや心疾患、脳血管疾患等です。これらの疾病の予防のためには、現役世代の生活習慣の改善が大切です。若い世代（20歳代まで）に対しては、健康づくりについての周知・啓発を行うことが重要です。30（さんまる）健診が受診可能な30歳代以降の働き盛り世代に対しては、周知・啓発に加え健診受診を促す必要があります。

うつ病などを含む気分障害の増加

雇用や景気を含む社会情勢の急激な変化や、個人のライフスタイルや働き方の多様化に伴い、うつ病を含む気分障害患者が増加しています。

自殺対策を含め、こころの健康づくりに対する理解を促進し、地域社会で支える仕組みづくりを進める必要があります。

受動喫煙の防止

受動喫煙が健康に及ぼす影響は大きく、特に子どもの健康への影響は深刻です。受動喫煙を自らの意思で避けることが困難な人に対し、受動喫煙を生じさせない環境の整備を推進する必要があります。

○取組の方向性○

生涯を通じてQOL（quality of life、生活の質）を高く過ごすためには、健康に対する意識の改善と、生活習慣病の予防・改善の取組が必要です。個人の健康は、家庭、地域、職場等の社会環境の影響を受けます。そのため、職場や教育機関等の関係機関との連携を強化し、多面的に健康づくりを支援します。

小項目	事業
生活習慣病等の予防・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査及び保健指導の充実 ・生活習慣の改善に向けた支援 ・女性の健康対策の充実
口と歯の健康づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子歯科保健の充実 ・ライフステージに応じた口腔保健の充実 ・障害者歯科保健の充実
こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの病気への理解の促進 ・こころの健康の相談支援の充実 ・こころの病気の人への支援の推進
自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職場のメンタルヘルスの推進【新規事業】 ・若者の自殺予防に向けた取組の推進【新規事業】
たばこ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙支援の充実 ・受動喫煙防止対策の普及・啓発・指導等の推進



○現状と課題○

がん検診の質の向上

がんは、区民の死亡原因の第1位であり、およそ3人に1人の死因になっています。がんによる死亡は早期発見・早期治療により防ぐことが期待できます。

がんの早期発見の推進のためには、検診の受診率を高めるだけでなく、がん検診の質の向上に取り組む必要があります。

がん予防・がん在宅緩和ケア等に関する普及・啓発の推進

がんは誰でもなりうる身近な病気です。がん予防に関する啓発に加え、がんになっても質の高い生活を送れるよう、がん在宅緩和ケアに関する普及・啓発を推進することが重要です。

○取組の方向性○

がんの早期発見の推進に向けて、受診率の向上のための普及・啓発や、受診しやすい環境づくりに取り組みます。

また、区立がん在宅緩和ケア支援センター（ういケアみなと）における、相談や普及・啓発等の取組を強化します。

小項目	事業
がんの早期発見の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡率減少効果の認められたがん検診の推進【新規事業】 ・がん検診の受診率の向上を目的とした検診体制の充実【新規事業】 ・がん検診の質の向上【新規事業】
地域で支えるがん対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・がん相談の充実【新規事業】 ・がんの知識に関する普及・啓発【新規事業】 ・がん治療と仕事の両立支援【新規事業】



○現状と課題○

施設における衛生環境の維持向上

区内には飲食店、理・美容所、ホテル・旅館など不特定多数の人が集まる施設や医療関係機関が多数あります。区民の健康被害や集団感染等を防止するため、施設の衛生環境を維持向上させる取組を推進する必要があります。

安心できる生活環境の確保

食の安全や住まいの衛生に対する区民の関心が高まる中、安全・安心な食生活の確保や快適な生活環境の維持改善を推進する取組が必要です。

また、事業者の自主衛生管理の取組を支援するとともに、区民等へ適切な情報提供や普及・啓発を行う必要があります。

○取組の方向性○

食品・医薬品・医療の安全確保を図るとともに、住まいの衛生に係る対応策を充実し、快適で安心できる生活環境を確保します。

また、事業者への監視指導及び衛生管理に関する啓発を行い、法令遵守及び自主衛生管理の推進に向けた取組を支援します。

さらに、区民、事業者と保健所が情報を共有し、相互理解と連携を進め、区民の健康被害の低減や衛生環境の向上に取り組めます。

小項目	事業
食品の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全・安心に関する事業の充実 ・食中毒対策の推進
医療・医薬品の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・区民への情報提供及び相談体制の充実 ・医療機関等への指導及び情報提供の充実 ・医薬品販売業者等への情報提供及び指導の充実
環境衛生対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生関係営業施設や大規模ビル、水道施設の衛生管理の指導・啓発 ・宿泊施設の衛生指導、無許可営業施設に対する対策の強化
快適な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・室内環境の相談対応を通じた快適生活への助言・啓発 ・ねずみ・衛生害虫の総合的な防除活動の啓発・充実 ・犬・猫等の動物愛護対策の充実

第5章 生活福祉分野

○計画のめざす姿

区民が自立した地域生活を送ることができる社会

区民が安全・安心に暮らせるよう、貧困の連鎖をくい止めます。生活困窮世帯やひきこもり状態にある方等に、一人ひとりの能力に応じて自立に向けた支援を行います。

1 低所得者の生活の支援及び自立施策の充実 **重点施策**

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

生活保護受給者数の減少

平成26(2014)年以降、港区では、生活保護受給者数、生活保護受給世帯数ともに減少傾向が続いています。また、保護率は、全国、東京都、23区の平均と比較して低い水準で推移しており、平成30(2018)年度は8.3%でした。

65歳以上区民の4人に1人は「経済的に生活が苦しい」

65歳以上の区民のうち、4人に1人は経済的に生活が苦しいと感じています（「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計で28.0%）。特に、ひとり暮らしや息子・娘との2世帯で、生活が苦しいと感じる割合が高くなっています。支援を必要とする人を把握し、適切なサービスへつなげる必要があります。

○取組の方向性○

最後のセーフティネットとして区民の生活を守るため、相談者の状況を的確に把握し、生活保護を受けるべき人が受給できるようにします。生活保護

受給者をはじめ、生活困窮者、就職氷河期世代、ひきこもり状態にある方等、生活に困窮する一人ひとりの状況や能力に応じた支援を行い、自立を促進するとともに、経済的な課題を抱える家庭の子どもの学習支援を強化することで、貧困の連鎖を防止します。

小項目	事業
低所得者の生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度の適正な運営 ・生活保護受給者への自立支援の実施 ・法外援護の適切な実施 ・路上生活者等への支援 ・健康管理の支援【新規事業】
生活困窮者自立支援施策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者への自立支援 ・学習支援の充実 ・ひきこもり状態等にある方への支援【新規事業】

第6章 地域福祉分野

○ 計画のめざす姿

住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けられる社会

全ての区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で港区ならではの地域包括ケアを推進します。豊富な医療資源等を生かした多機関・多職種との連携をとおして、地域における様々な課題への対応を強化し、住み慣れた環境で暮らし続けるための支援を充実させます。

また、地域福祉を支える様々な団体等と連携して、地域のつながり・支え合いを推進するとともに、区民があらゆる分野で社会に参加・協働しやすい環境を整備します。さらに、誰もが安全に安心して過ごせるよう、人にやさしい福祉のまちづくりに取り組みます。

1 港区ならではの地域包括ケアの推進

重点施策

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくり

区では、地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅療養等を中心に多機関・多職種の連携を進めてきました。今後、高齢者だけでなく全ての区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる地域をめざして、地域課題を踏まえて、地域で支える仕組みづくりを一層推進する必要があります。

複合的な課題への対応

8050問題やダブルケアなどの複合的な課題を抱える個人や家族からの相談が増加しています。子ども、高齢、障害、生活困窮等の福祉分野にまたがる様々な課題に対応するため、包括的な支援体制を構築することが求められています。

○取組の方向性○

区民が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療機関・介護事業者等と連携した在宅療養の推進に引き続き取り組みます。また、地域課題への対応を強化するため、多職種による課題検討や、活動団体等と連携した地域で支える仕組みづくりを推進します。

上記と併せて、複合的な課題への対応に向けて、福祉総合窓口を中心とした包括的な支援の体制を整備します。

小項目	事業
地域包括ケアの推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種による推進体制の強化 ・地域課題等への対応力の強化【新規事業】 ・自立した生活を送るための仕組みづくり
包括的な相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉総合窓口の設置【新規事業】【年次計画事業】 ・関係機関等との連携の強化【新規事業】 ・複合的な課題に対応できる体制づくり【新規事業】
在宅療養等に関する連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・病院等医療機関との連携の推進 ・医療・介護従事者に向けた連携の推進【新規事業】 ・在宅療養等に関する連携
地域を支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機能の強化と連携【新規事業】 ・地域で活動する団体との連携【新規事業】 ・在宅生活を支援する仕組みづくり【新規事業】
効果的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・区民等に向けた啓発【新規事業】 ・医療機関等に関する情報の発信【新規事業】 ・関係団体との連携強化【新規事業】

2 港区の地域福祉を支える活動の支援

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

地域のつながり・支え合いの推進

区では、地域福祉の推進に向けて、港区社会福祉協議会や地域で活動する団体等との連携による各種啓発の充実や参加の促進に取り組んでいます。また、誰もが安全で安心して快適に過ごせるよう、バリアフリーマップの充実等、福祉のまちづくりに取り組んでいます。多様化・複雑化する地域課題に対応するため、地域包括ケアの推進とともに、地域にある様々な資源や力を活用した、地域のつながり・支え合いを一層進める必要があります。

○取組の方向性○

多様化・複雑化する地域課題に対応するため、港区社会福祉協議会との連携の強化を図るとともに、地域で活動する団体等との連携による啓発や参加促進を引き続き推進します。また、地域の担い手の養成や各種団体との更なる連携に取り組みます。

誰もが安全・安心かつ快適に過ごすことができる福祉のまちづくりを推進し、バリアフリーマップなどの様々な媒体を活用した啓発に取り組みます。

小項目	事業
地域福祉を推進する体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会との連携・支援 ・事業者等の地域貢献活動への参加の促進 ・災害時の安全の確保 ・計画づくり・施策等への区民の参画の促進
地域における福祉活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員、保護司、赤十字奉仕団等への活動の支援 ・ボランティア活動の促進 ・公衆浴場の活用と振興の推進
福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくりに関する普及・啓発 ・バリアフリーマップの充実と普及 ・道路等の整備・改善の推進

3 成年後見制度の理解と利用の促進

SDGsのゴールとの関係



○現状と課題○

成年後見制度を必要とする人の増加

「認知症施策推進大綱」によると、平成 30 (2018) 年には認知症の人の数は 500 万人を超え、65 歳以上高齢者の約 7 人に 1 人が認知症と見込まれています。また、知的障害児・者に交付される「愛の手帳」の所持者、「精神障害者保健福祉手帳」の所持者も年々増加しています。全ての区民が本人の意思が適切に反映された生活を送るために、成年後見制度の必要性はますます高まっています。

制度に関する周知・啓発や相談の充実

「港区成年後見制度利用促進基本計画（平成 30 (2018) 年 12 月）」に基づき、区が中核機関となって、港区社会福祉協議会と一体で制度の理解と利用促進に取り組み、区民等への啓発、訪問相談、迅速な申立支援等に取り組んできました。

今後、これまでの関係団体等との連携の強化を図り、必要な人が必要なときに制度を利用できるよう、後見人等の支援を含めた相談機能及び周知・啓発の充実を図る必要があります。

また、本人に寄り添った支援の推進のため、財産管理だけでなく身上保護を重視した制度運用について、後見人等及び後見人等活動が期待される団体等への啓発・支援に取り組む必要があります。

○取組の方向性○

成年後見制度に関する必要な情報が必要な人に届けられ、制度の利用につながるよう、港区社会福祉協議会や関係団体等との連携した周知・啓発等を充実させる必要があります。また、権利擁護支援の充実とともに、身上保護を重視した運用の促進に向けて、多職種と連携した支援の推進や、相談体制の充実・担い手の確保等に取り組めます。

小項目	事業
利用者がメリットを実感できる制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の利用のしやすさの向上【新規事業】 ・利用者の意思決定支援や身上保護の観点を重視した運用【新規事業】
権利擁護支援の地域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの活用【新規事業】 ・成年後見等の担い手の確保【新規事業】
制度の理解と適正な運用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知・啓発【新規事業】 ・制度の適正な運用の促進【新規事業】

区の木



ハナミズキ

区の花



アジサイ



バラ

区のマーク



港区のマークは、昭和 24 年 7 月 30 日に制定されました。旧芝・麻布・赤坂の三区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

介護マーク



介護マークとは、介護をする方が「介護中」であることを周囲に理解していただくためのマークで、厚生労働省が全国への普及を図っているものです。

刊行物発行番号 XXXXX-XXXX

港区地域保健福祉計画
港区高齢者保健福祉計画
港区障害者計画
令和 3 年度（2021 年度）～令和 8 年度（2026 年度）
（素案）
概要版

令和 2 年（2020 年）11 月発行

発行 港区

編集 港区保健福祉支援部保健福祉課

東京都港区芝公園 1-5-25

TEL 03-3578-2111（代表）



**港区地域保健福祉計画
港区高齢者保健福祉計画
港区障害者計画**

令和3年度（2021年度）～令和8年度（2026年度）

（素案）

概要版

港区

〒105-8511 東京都港区芝公園1-5-25

TEL 03-3578-2111（代表）

<http://www.city.minato.tokyo.jp>

